

お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

手術給付金

お支払い できる場合

例

- 虫垂切除術
- 大腸ポリープ切除術
- 帝王切開術

手術を受けられた時点において、
**公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬
点数表によって手術科の算定対象として
列挙されている** 手術のため、手術給付金
をお支払いします。

お支払い できない場合

例

- レーザー屈折矯正手術
(レーシック)
- 切り傷の処置 (創傷処理)
- 抜歯手術

手術を受けられた時点において、
**公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬
点数表によって手術科の算定対象として列挙
されていない** 手術や、**約款に定める支払対
象外** となる手術であるため、手術給付金をお
支払いできません。

解説

- 手術給付金のお支払いの対象となる「手術」は、手術を受けられた時点において、**公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術**であることを要します。
- 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術であっても、次のA~Hの手術は、対象から除外されます。

〈お支払いできない手術〉

- ① 傷の処理 (創傷処理、デブリードマン) ② 切開術 (皮膚、鼓膜) ③ 抜歯手術
- ④ 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
- ⑤ 異物除去 (外耳、鼻腔内) ⑥ 鼻焼灼術 (鼻粘膜、下甲介粘膜)
- ⑦ 魚の目、タコ手術 (鶏眼、胼胝切除術)
- ⑧ 高周波電気凝固法による鼻甲介切除術(2023年6月2日以降にご契約された「医療終身保険」の場合)
- 医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる輸血や検査料の算定対象となる臓器穿刺や組織採取等は、手術料の算定対象として列挙されていないため、手術給付金をお支払いできません。
- ただし、医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術、骨髄幹細胞の採取術については、手術給付金をお支払いします。
※骨髄幹細胞の採取術に対する手術給付金は、責任開始日から1年経過後の手術についてお支払いします。